



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 26 年 6 月号

《 所長便り 》

皆さんこんにちは。代表の三上です。

6月6日(金)、ホテルプラザ勝川にて、弊社の10周年記念パーティーを開催致しました。総勢120人の参加ということで、動員のお電話をしてない中、これだけ沢山の人来ていただいたこと、本当に10年間の重みを感じて、感謝、感謝の2時間でした。

↓リハーサルで異様なテンションの亀田。最後への挨拶をしてもらいました。



←リハーサルでの長谷川巧さんとの2ショット。お花、祝儀は辞退していたにもかかわらず、たくさんのお花を頂きました。やっぱりあると、映えるものですね。お花をいただいた皆様、本当にありがとうございました。



→受付での1コマ。寿退社した従業員も来てくれました。ありがとう！

同級生から頂いた「響」。自分では高いので買えませんし、恐れ多くて飲むきっかけがないので、とりあえず、飾っておきます。友よ、ありがとう！



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info



←マジックショーも大盛り上がり。春日井広報大使の田中大貴さん、本当にこの方に頼んで良かった。ありがとう！

当日のリハーサルの時、大貴さんから誘われ、瞬間移動のマジックに急遽参加することに。→

黒い布を取って、自分が出てきた時、会場からワァーという歓声を浴びました。

結構快感ですね。あれ。



当社がお付き合いしている東京海上の青山さん。

奈穂さんの同級生でもあります。

愛娘、葵ちゃんも、開催中泣くことなく、元気に参加。

はきちれそうな太もも^^；

《 経営情報 》 文責：森

特定中小企業者等が経営改善設備で新品のものを取得又は製作等し、国内の一定の事業（指定事業）の用に供した場合に、供用年度において取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の特別控除（法人税額の20%を限度）ができるという、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」についてご紹介いたします。

【適用期間】平成25年4月1日から平成27年3月31日

【適用対象者】青色申告書を提出する中小企業者等

・中小企業者等とは

「個人」：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者。

「法人」：資本金の額が1億円以下の法人。従業員が1000人以下の資本を有しない法人。

※特別控除の適用を受ける場合には特定中小企業者等（「中小企業者等」のうち、資本金が3000万円を超える法人以外の法人・個人等）に限定されます。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

【適用対象資産】「器具及び備品」と「建物附属設備」に限定され次のものが対象となっています。

- ① 器具及び備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ② 建物附属設備 1つの取得価額が60万円以上のもの

【適用対象事業】指定事業は、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業が該当します。

【適用条件】認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受ける必要があります。

尚、特別償却不足額、税額控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています。この制度を使うことによって、事業に使用し始めた事業年度の減価償却費を増やしたり（特別償却制度）、一定の税額の控除を受けること（税額控除制度）ができます。その結果、事業に使用し始めた事業年度の納税額が少なくなります。

《 今月の税務 》

- ・4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限…6月30日
- ・10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
申告期限…6月30日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
納付期限…6月30日
- ・源泉所得税納期の特例分（1月～6月分）の納付
納付期限…7月10日
- ・6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納付期限…7月10日
- ・所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日

《 行楽日記 》 文責：福谷

今年は、何か新しいことにチャレンジをしよう！
そんな思いつきで、私がやり始めたのは今流行り(?)の登山です。健康に良さそうだな～、お金があまりかからなさそうだな～という単純な理由です。

さすがに一人で登山をするのは寂しいので、社会人サークルに加入する等して仲間を作り、さっそく4月下旬に伊吹山(1377m)、5月中旬には藤原岳(1144m)に登ってきました。

伊吹山の時は、天気恵まれ大学時代の友人7人で登りました。登山中は、とても日差しが強く、脱水症状になりそうな暑さだったので「頂上へ着いたらアイスクリームを沢山食べてやるぞ～！」という思いを強くしていたのですが、登頂してみたらそんな思いは吹っ飛んでしまいました。なんと雪が積もっていて、寒風も強いのです。ついさっきまでアイスクリームを食べようとしていた自分が嘘のようで、温かいうどんを食べて証拠写真(記念写真ともいう。)を撮ってさっさと下山しました。

藤原岳の時は、社会人サークルのイベントで登りました。なんと総勢28名！大学生から主婦まで幅広い年齢の方々が参加していて、まさに今も登山ブームであることを実感しました。この時も、登山日和で日差しが強かったのですが、伊吹山とは異なり藤原岳は緑が豊かでとても涼しく、気持ちよく登山することができました。今後は、もっと標高の高い山へチャレンジしていきたいと考えています。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info